

～新築住宅をお考えの方へ～

「新築住宅に係る固定資産税助成金制度」のお知らせ

町では、平成20年度より「新築住宅に係る固定資産税助成金」制度を始めました。制度の内容については以下のとおりです。

対象となる方

松川町へ定住のために、新たに宅地を取得し、住宅を新築（建売の住宅を含みます）した方で、地方税法附則第16条（新築住宅1/2法定減免措置）の適用を受けられる方のうち、以下の要件にあてはまる方。

ただし、町内に住所を有する方で、自己の所有する住宅で生活している方などが、新たに土地を取得して住宅を新築した場合を除きます。

- (1) 平成19年1月2日から平成24年1月1日までに完成した新築住宅。
- (2) 専用住宅や併用住宅（住宅部分の割合が1/2以上のもの）で、住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡未満の建物。
- (3) 区会及び自治会へ加入され、地域行事に積極的に参加される方。

例えば

- ・ 町外から松川町に定住される方
- ・ 町内のアパートなど、貸家住まいの方

} が宅地を取得し、新築をした方

助成期間・金額

- ・ 課税となった年度から6年間
- ・ 住宅部分の床面積120㎡部分に課せられる固定資産税相当額の1/2の額

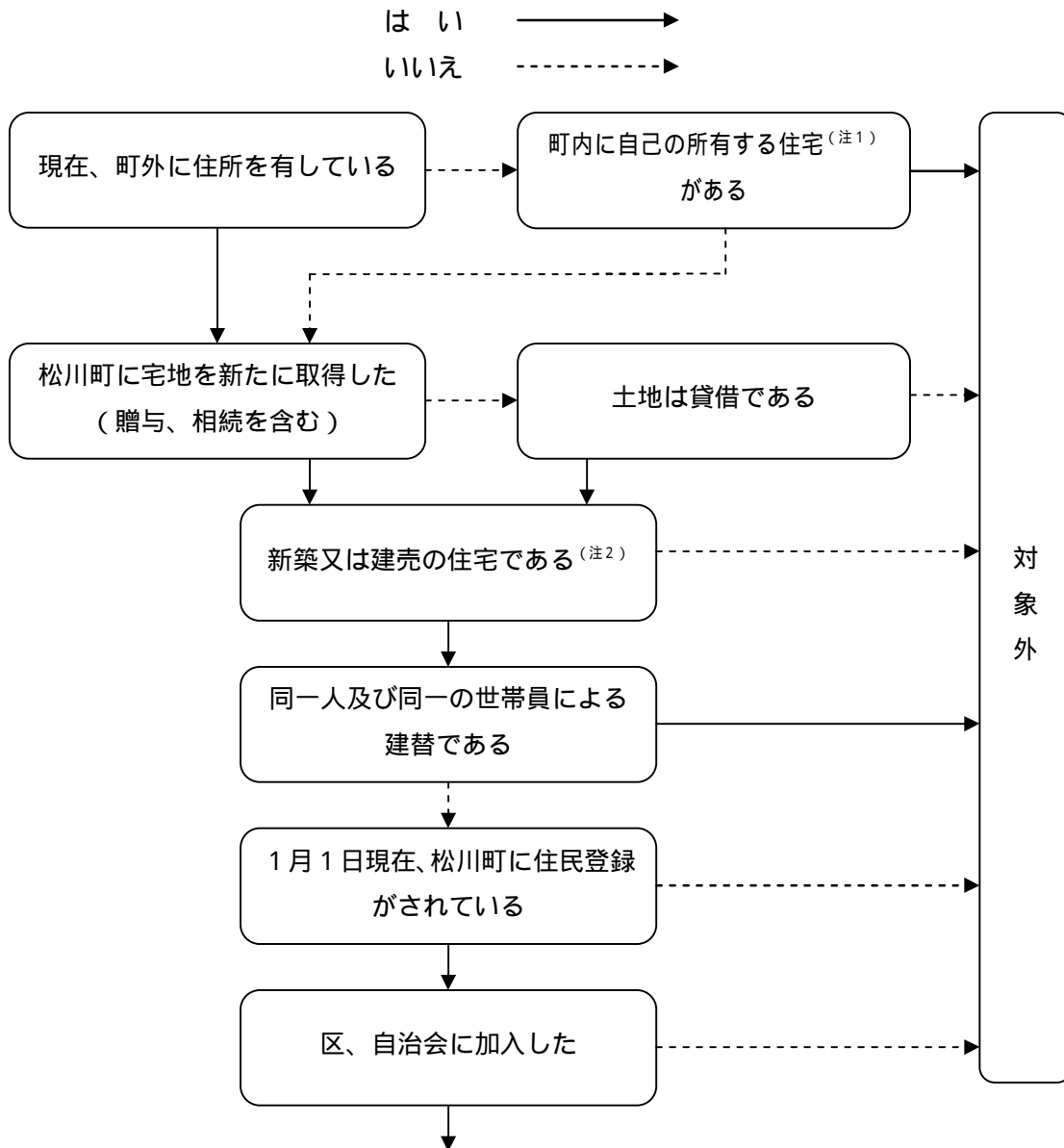
助成金の対象となるかどうかの判断については、次ページのフローチャートをご参照ください。

その他、詳細につきましては住民税務課課税係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

松川町役場 住民税務課 課税係 0265-36-7046（直通）

新築住宅に係る固定資産税助成金フローチャート



新築住宅に対する固定資産税助成金の交付対象となります。(条件にあてはまらないケースについてはご相談ください。)申請書に以下の書類を添付して、翌年1月末までに申請してください。

【添付書類】

定住後の住民票の写し

建物の登記簿謄本

自治会の加入届けの写し

土地を貸借した場合は、貸借契約書の写し

毎年度、松川町に住民登録されており、かつ、その生活の本拠地が松川町にある必要があります。

交付対象年度において町税の未納金がある場合は、請求できません。

区、自治会への加入及び脱退については、住民登録と同じく、1月1日を基準に判定します。

固定資産税助成金の適用を受けるためには、毎年申請及び請求が必要となります。(2年目以降の申請には添付書類は不要です。)

(注1)住宅とは、一戸建ての持家をいいます。貸家等、賃貸を目的とした住宅は含まれません。

(注2)条件に該当する土地へ新築又は建売の住宅を購入した場合に限られます。